

○物品購買に係る取引停止等に関する内規

(平成 19 年 10 月 17 日)

(目的)

第 1 条 本内規は、学校法人工学院大学(以下「本学」という。)の購買規程に基づき、購買業務の適正な運営に資することを目的とする。

2 この内規は、本学が発注する建設工事を除く「物品の購買及び委託、役務提供その他の契約」(以下「物品購買」という。)に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定める。

(定義)

第 2 条 この内規において「取引停止」とは、競争入札における入札参加資格の停止、随意契約における取引業者への選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第 3 条 担当常務理事は、「購買規程第 21 条による業者名簿に登載された者又はその他の者」(以下「業者」という。)が、別表の「取引停止の措置要件」に掲げるいずれかの区分に該当する場合は、「物品購買」に係る業者の取引停止を行うものとする。

2 担当常務理事は、前項の措置を行った後、常務理事会に報告し、別表「取引停止の措置基準」に基づき、常務理事会で取引停止期間等を決定する。

(取引停止措置等の学内への周知)

第 4 条 取引の停止をしたときは、その概要を学内の教職員に周知徹底する。また、担当常務理事は、取引停止の旨を当該業者に通知する。

(取引停止期間中の下請の禁止)

第 5 条 取引停止期間中の業者は、他の業者の「物品購買」の全部又は一部を下請することを認めないものとする。

(改廃)

第 6 条 この内規の改廃は、常務理事会の議を経て行う。

附 則

この内規は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

(裏面に続く)

別表

1 取引停止の措置要件

区分	措置要件
(1) 過失による粗雑な契約履行	本学が発注した「物品購買」に関し、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき
(2) 契約違反	(1)に掲げる場合のほか、本学が発注した「物品購買」に関し、契約に違反する等、契約の相手方として不相当であると認められるとき
(3) 談合	本学が発注した「物品購買」において、競争入札妨害又は談合が発覚したとき
(4) 不正行為又は不誠実な行為	本学が発注した「物品購買」に関し、不正又は不誠実な行為をし、相手方として不相当であると認められるとき
(5) 贈賄	① 本学の役員、教職員に対し、贈賄が発覚したとき ② 他の私立大学を含む公的機関の職員等に対して行った贈賄が発覚したとき
(6) その他	① 他の私立大学を含む公的機関において取引停止の措置が行われことが判明したとき ② 前号に掲げる場合のほか、特別の事由により本学発注の「物品購買」の相手方として不相当であると認められるとき

2 取引停止の措置基準

常務理事会は、取引停止の措置要件を検討のうえ、取引停止期間(1ヶ月～24ヶ月、無期限)を決定する。